

ゆとりえ(介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム)

重要事項説明書

<令和7年4月1日版>

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0422-72-0311

担当 _____

*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. ゆとりえ(介護老人福祉施設<特別養護老人ホーム>)の概要

(1)提供できるサービスの種類

事業所番号	介護老人福祉施設 1373300209
事業所名	ゆとりえ
所在地	武蔵野市吉祥寺南町4丁目25番5号

(2)職員体制(介護老人福祉施設・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

(単位:名)

職 種	人数
施設長(管理者)	1(兼務)
医師	2
生活相談員	1
介護職員	9以上
看護職員	2以上
管理栄養士	1
機能訓練指導員	1
介護支援専門員	1以上(兼務)
事務員	1
宿直員	3

(3)同施設の設備の概要

定員	32名(内、ショートステイサービス2名)		
居室	4人部屋 4室(1室37.23m ²)	静養室	1室1床
	2人部屋 2室(1室21.12m ²)	医務室	1室
	個室 12室(1室14.42m ²)	食堂(サロン・機能訓練室)	1室
浴室	一般浴槽と特別浴槽があります		

3. サービス内容

- ①食事 ②入浴 ③介護 ④機能訓練
⑤生活相談 ⑥健康管理 ⑦特別食の提供 ⑧理美容サービス
⑨レクリエーション 等

4. 利用料金

(1) 料金内容

＊別紙の料金一覧文書のとおり

(2) 支払方法

毎月月末に利用月の料金の合計額の請求書を付して、翌月20日までに利用者に通知いたします。料金の支払い方法は、口座自動引落しを原則とさせていただき、窓口での現金支払い、金融機関からの振込みを希望される場合はお申出ください。

支払い方法は契約時に決めさせていただきます。

◎口座引落しの場合は、利用月の翌月27日に指定口座から引落とされます。入金確認後に領収書を発行いたします。

◎現金支払い、金融機関からの振込みの場合は、利用月の翌月の月末までにお支払いください。入金確認後に領収書を発行いたします。

5. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

①要介護1以上の認定を受けた方で入所を希望される方は、電話等でご連絡ください。

②入所が決定した場合、契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の期間と同じです。ただし、入所用件を満たせば、自動的に更新します。

＊詳細は生活相談員にお尋ねください。

(2) 契約の自動終了

以下の場合、連絡がなくても契約は自動的に終了します。

①他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設等へ入所した場合。

②介護認定区分が、非該当(自立)、要支援1・要支援2となった場合。

③ご利用者がお亡くなりになった場合または被保険者資格を喪失した場合。

④その他

○ご利用者が、サービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合や、ご利用者やそのご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為（故意による暴言・暴力行為等並びにセクハラ行為等）を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了10日前までに文書で通知いたします。

○ご利用者が、病院または診療所に入院し、明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3か月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ契約を終了させていただく場合がございます。

○やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、1か月前までに文書で通知することにより、契約を終了し、退所していただく場合がございます。

6. 身元引受人及び連帯保証人

ご利用者は、契約時にご利用者の残置物や利用料金の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人としての身元引受人（連帯保証人）を定めていただきます。

7. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ①ご利用者のこれまでの生活歴を大切に「その人らしい生活」が継続されるように支援する。
- ②ご利用者の立場に立って、常時気配りを忘れずその尊厳と人権を守る。

(2) サービス利用のために

事 項	有	無	備 考
男性介護職員の有無	○		
従業員への研修の実施	○		法人内の研修や外部研修等を受講。
サービスマニュアルの作成	○		介護業務・看護業務マニュアル作成。
身体的拘束		○	利用者の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

(3) 施設利用にあたっての留意事項

- 実際に入居していただく時は、日常生活をおくるうえでの確認をさせていただきます。
- 新入居者の状況及び他の入居者の心身状態変化、男女比等の関係で、居室の変更をしていただく場合があります。
- 面会時間は午前10時～午後7時です。外出、外泊は事前に調整をしたうえで行っていただきます。
- 喫煙は所定の場所をお願いいたします。居室では禁煙です。
- 金銭、貴重品の管理は入居者の責任の範囲で行ってください。必要に応じて施設側での保管も可能です。
- ご利用者間の金銭の貸し借りや、食べ物のやりとりはご遠慮ください。
- 施設内での政治活動、宗教活動、物品の販売等は禁止いたします。
- 施設外での受診は必要に応じて行います。
- ご利用者、ご家族からの心づけは堅くお断りしております。
- その他のご利用にあたっての必要事項は、相談のうえ確認いたします。

(4) 預り金等の出納管理について

当施設では、「入居者預り金等取扱規定」を制定し、入居者の現金、各種預貯金の通帳、証書、有価証券、各種年金等の証書類ならびに印鑑の保管および出納等を行っています。この制度を利用される方は生活相談員にお尋ねください。

8. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。連絡先等は別に所定の用紙がございますので、そちらにお書きいただきます。＊協力医療機関：三鷹中央病院（三鷹市上連雀 5-23-10）

9. 非常災害対策

- ・防災時の対応……………消防計画書の中の避難マニュアルに基づく
- ・防災設備……………各種探知器、スプリンクラー等設置。自火報は消防署直結
- ・防災訓練……………年6回実施
- ・防火責任者……………都賀田一馬

10. サービス内容に関する相談・苦情担当

- ①当施設ご利用者相談・苦情担当、虐待対応身体拘束適正化担当
担当者：生活相談員もしくは管理者 ☎0422-72-0311
- ②その他 当施設以外に下記のところで受け付けています。
◎市の相談・苦情窓口等（サービス調整専門員）
武蔵野市健康福祉部高齢者支援課介護サービス担当 ☎0422-60-1925
◎東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 ☎03-6238-0177

11. 第三者評価の実施

実施日	令和6年12月18日	評価機関	特定非営利活動法人 日本ライフサポーター協会
-----	------------	------	------------------------

12. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 武蔵野	
代表者役職・氏名	理事長 渡邊昭浩	
本部所在地・電話番号	武蔵野市吉祥寺北町4丁目11番16号 ☎0422-54-7666	
定款の目的に定めた事業	第一種社会福祉事業	3事業
	第二種社会福祉事業	31事業
	公益を目的とする事業	8事業
高齢者施設・拠点等	特別養護老人ホーム	1か所
	短期入所生活介護(介護予防含む)	1か所
	通所介護(介護予防含む)	1か所
	在宅介護・地域包括支援センター	2か所(居宅介護支援事業所を併設)
	軽費老人ホーム(ケアハウス)	1か所

_____年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 <所在地> 武蔵野市吉祥寺南町4丁目25番5号
<名称> ゆとりえ ⑩
説明者 職名 生活相談員
氏名 小野早紀子

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____
氏名 _____

(代理人) 住所 _____
氏名 _____

身元引受人及び連帯保証人 住所 _____
氏名 _____